

平成19年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三 殿

社団法人兵庫県精神障害者家族会連合会

会長 本條 義和

「精神障害者の福祉施策充実にに関する要望書」

日頃、当会の活動、運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。自立支援法が本格施行され1年が経過しておりますが、利用者負担の発生は、障害者及びその家族に大きな不安と混乱をもたらしています。又、昨年度中に策定された「兵庫県障害福祉計画」を見ましても精神障害者に対する福祉サービスの不足や遅れ、市町間の格差といった課題は残されたままです。

一方、国連では、[障害者権利条約]が採択され、わが国も9月28日同条約に署名しております。自立支援法につきましても、与野党双方から見直しの動きが出てきております。このような中、当会と致しましては、「疾病や障害があっても地域で安心して生活が出来、地域で活動できる」社会を切望し、又遅れている精神障害者施策がこれ以上後退することがないように、次の事項につき要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 所得保証なき定率1割負担を廃止するよう国に働きかけてください。
2. 地域生活支援事業等において、市町間で格差が生じています。格差が生じないように対策を講じてください。
3. 障害程度区分認定においては精神障害の特性を充分配慮したものとなるようにしてください。
4. 就労支援に関する要望
 - ・ 県が、率先して精神障害者を雇用してください。
 - ・ 障害者就労相談員には、就労経験のある身体障害者のみしか認められていませんが、精神障害者にも就労経験者が多数います。精神障害者も障害者就労相談員として登用してください。
5. 退院促進に関する要望
 - ・ 退院後の受け皿としての社会資源が不足しています。グループホーム、ケアホームの整備促進を図ってください
 - ・ 精神科病院敷地内のグループホーム、ケアホーム、退院支援施設では本当の意味での退院とはいえません。敷地内での新規設置は認めないようにしてください。
 - ・ 自立支援員に、精神障害者相談員等当事者を、ピアサポーターとして積極的に登用してください。

6. 移行経過措置期間終了後も作業所が運営できるよう、補助金制度を存続してください。
7. 事業者の報酬に関する要望
 - ・ 報酬の日割り計算は、月額制に戻し従来の報酬を下回らないようにしてください。
 - ・ グループホーム、ケアホームの利用者が一時的に入院した際、引き続き退院に向けて援助を行う場合は、3ヶ月間は報酬を支払うようにしてください。
8. 精神障害者の手帳サービスを、他の障害者の手帳サービスと同じサービスとなるよう対策を講じてください。
9. 精神障害者相談員が各市町において充分活動できるような対策を講じてください。

以上